
登米市震災復興計画

平成23年12月

登米市

目 次

1 復興計画の基本方針	1
2 計画の目標	2
3 計画の期間	3
4 復興のための財源確保	3
5 計画の役割	4
【市民生活の再建】	5
1．住宅の再建	5
2．生活の支援	7
3．生活環境の確保	8
4．保健・医療・福祉の充実	11
5．原子力発電所事故への対応	15
【産業・経済の復興】	17
1．産業の復興	17
2．雇用機会の創出	22
【公共土木施設・ライフラインの復旧】	24
1．公共土木施設の復旧	24
2．ライフラインの復旧	25
【教育の復興】	28
1．学校教育の復興	28
2．社会教育・社会体育の復興	31
3．文化施設の復旧	33
【新たな安全・安心なまちづくり】	35
1．防災体制の強化	35
2．安全・安心なまちづくり	40
3．その他の施設の復旧	42
【近隣市町等との連携】	45
1．近隣市町等との連携	45
2．近隣市町の被災者支援	47
資 料 編	49
東日本大震災被害状況	50
復興に関する市民アンケート	51
登米市震災復興計画策定経過	52
計画策定の体制	53
登米市震災復旧・復興市民会議委員名簿	53

1 復興の基本方針

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分に発生した東北地方太平洋沖地震は、最大震度 7 を記録し、マグニチュード 9.0 と推定され、本市では震度 6 強を観測しました。

東北地方をはじめとして千葉県にまで及ぶ太平洋側の沿岸部は、この地震によって発生した大津波により、多くの市や町が壊滅的な被害を受け、11 月 30 日現在で死者 15,840 名、行方不明者 3,607 名と、かつて経験したことがない、国難というべき未曾有の大災害となり、本市においても、沿岸部で 20 数名の市民の方が死亡または行方不明となっています。また、福島県で稼動していた東京電力福島第一原子力発電所が津波に襲われ、破損した原子炉から高レベルの放射性物質が漏れ出し、今も多くの人々がふるさとを離れ、避難生活を余儀なくされています。

本市内においては、多くの住居などが被災し、倒壊した建物も多数ありましたが、幸いにも建物倒壊などが原因で死亡した方はいない状況であります。このようなことから、震災発生直後から、津波により壊滅的な被害を受けた沿岸部への緊急救助や物資輸送の前線基地として、必要な施設等の提供を行ってきたほか、公共施設を避難所として提供・運営するなど、沿岸部、特に隣接する市町の支援に力を入れてきたところであり、引き続き必要な支援を行っていきます。

人命を最優先に、学校施設を含めた全ての公共施設で耐震補強工事が実施されていたことや市民の防災意識の高さなどから、人的な被害が少なかった本市であります。市内の多くの地域で震度 6 弱以上の揺れを記録しており、一般の住宅等の建物や公共施設、特に学校施設や社会教育・社会体育施設、上下水道や道路などに甚大な被害を及ぼし、復旧には相当な時間と費用を必要としています。

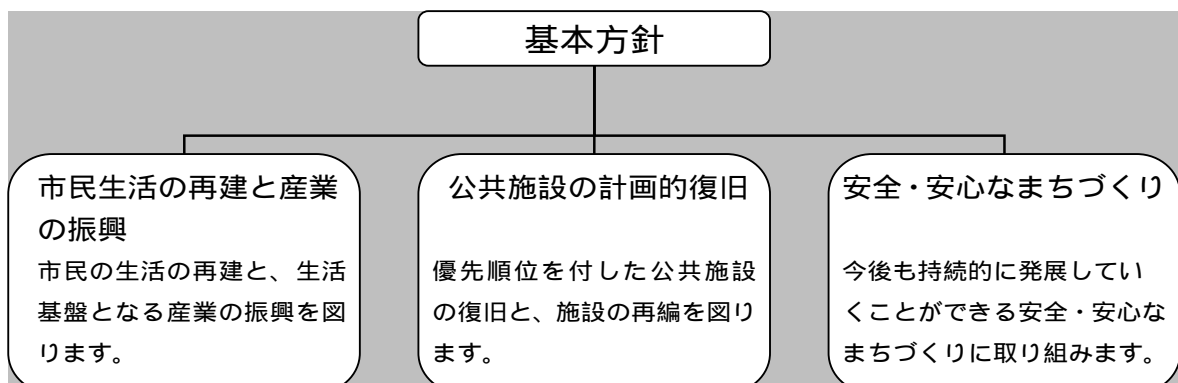
また、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、本市においても市民生活や経済活動に大きな被害と不安をもたらしており、これらの被害等に対する的確な措置を講じる必要があります。

更に、合併前の 9 町が基礎自治体としての必要性から整備した施設で、目的が重複する施設も複数存在していることから、公共施設の復旧にあたっては、今後の行政運営を効率的なものにしていくため、このような市政の課題解決も視野に入れながら、公共施設の再構築をも行っていく必要に迫られています。

このことから、公共施設、特に建物の復旧を進めるにあたっては、単に元通りにもどすというのではなく、それぞれの施設の利用状況や将来の見通し、他に代わる施設がないか、類似の施設と統合してはどうかなど、様々な面から検討を加える必要があります。

そして何よりも、一日も早い市民生活の再建を目指し、市民への支援や生活の基盤となる産業の振興を目指します。また、産業や保健、医療、福祉などの分野において近隣市町等との連携を基盤とした圏域の復興と更なる発展を目指します。

市民の誰もが住んでよかったと思えるような「安全・安心なまち」として、本市のまちづくりの基本目標である「夢大地、みんなが愛する水の里」を目指し、発展的な視点を持ちながら登米市震災復興計画を策定するものです。



2 計画の目標

東北地方太平洋沖地震は、一般の住宅や商店街を含む市街地、道路や上下水道施設などのライフライン、さらには揚排水機場などをはじめとする農業施設や、市内の中小企業等の生産施設等にも大きな被害をもたらしました。

本市の復興は、被災した市民の一日も早い生活の再建と、産業の復興、公共施設などの早期復旧を目指すとともに、今後も持続的な発展を目指して6つの基本目標を掲げて取り組みます。

(1) 市民生活の再建

1. 住宅の再建
2. 生活の支援
3. 生活環境の確保
4. 保健、医療、福祉の充実
5. 原子力発電所事故への対応

住宅に被害を受けた市民への住宅再建支援や、生活再建の支援を行うほか、生活環境の再建を図ります。

また、保健・医療・福祉の充実や原子力発電所の放射能漏れ事故への適切な対応を図り、安心して暮らせる環境を整えます。

(2) 産業・経済の復興

1. 産業の復興
2. 雇用機会の創出

産業の復興とさらなる振興を目指し、農林業施設の復旧や企業等の生産基盤の復旧に向け、ハード・ソフト両面での対応を行います。

また、併せて雇用の創出や確保を目指し対策を進めます。

(3) 公共土木施設・ライフラインの復旧

1. 公共土木施設の復旧
2. ライフラインの復旧

市民の利便性や安全性の確保のため、道路や河川などの公共土木施設について、国や県と連携を図りながら早期復旧を進めます。

また、上下水道等、ライフラインの早期復旧に取り組みます。

(4) 教育の復興

1. 学校教育の復興
2. 社会教育、社会体育の復興
3. 文化施設の復旧

市内各地で震災により大きな被害を受けた学校施設や社会教育施設、社会体育施設の復旧を進めるとともに、施設配置の見直しや類似施設の統合による施設機能の充実に努め、登米市教育の復興と振興を図ります。

(5) 新たな安全・安心なまちづくり

1. 防災体制の強化
2. 安全・安心なまちづくり
3. その他の施設の復旧

今回の震災から得た教訓を踏まえ、防災体制の強化を図っていくとともに、安全・安心なまちづくりを進めます。

(6) 近隣市町等との連携

1. 近隣市町等との連携

2. 近隣市町の被災者支援

県震災復興計画を踏まえ、国、県、近隣市町、各種団体と連携し、適切な役割分担のもとにそれぞれの総力を結集して圏域の復興とさらなる発展を目指します。

3 計画の期間

復興の目標を平成 28 年 3 月と定め、計画期間を平成 23 年度から平成 27 年度までとします。計画期間を、被災者支援を行いながら、上下水道、学校など公共施設の復旧を目指す「復旧期」と、復旧した生活基盤や再配置した公共施設を基に、新生登米市の発展に向け地域の活力を震災以前にも増して高めていく「再生期」の 2 期に区分します。

また、復旧、再生と進んだ後、市勢の発展に向けた戦略的な取り組みを次期総合計画に反映させ、登米市の復興と持続的発展を目指します。

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
震災復興計画	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 復旧期 H23.10 ~ H26.3 (2.5 年間) </div> <div style="font-size: 2em;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 再生期 H26.4 ~ H28.3 </div> </div>					次期登米市総合計画 H28.4 ~				
(参考) 登米市総合計画	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 現計画 H18.4 ~ H28.3 </div> <div style="font-size: 2em;">➔</div> </div>									

4 復興のための財源確保

復興にあたっては、基本方針で示した「市民生活の再建と産業の振興」、「公共施設の計画的復旧」、「安全・安心なまちづくり」を計画的に、かつ確実に実行することが重要であり、そのためには、地方交付税や災害復興交付金などの国による財源措置が不可欠です。このため、宮城県や他市町村との連携を図りながら、これら財源確保を国に強く働きかけ、震災からの復旧、復興に向けた財源の確保を図ります。

5 計画の役割

本計画は、東日本大震災からの復興のための個別計画ですが、大きな被害を受けた本市にとって「復興」は緊急かつ最大の課題です。登米市総合計画のめざす基本理念を踏まえて策定し、あらゆる施策に優先して実施することとします。

公共施設の復旧にあたっては、単なる復旧にとどまることなく、今後の登米市のあり方を見据え、公共施設の再構築を目指す計画とします。

また、復興に向けた目標や方向を市民にわかりやすく示すことにより、市民と目標を共有しながら、効果的で効率的な事業を展開します。

【市民生活の再建】

1. 住宅の再建

復興に向けての課題

建物の解体・撤去

地震による住家の被災は、11月30日現在のり災調査で全壊196件、大規模半壊373件、半壊1,107件、一部損壊3,229件となっています。また、被災した非住家は748件となっています。

今回の震災においては、多くの家屋等や、事業者の事務所・店舗等が建物被害を受けています。新築や大規模な補修を行わなければ再使用することが困難となった建物については、生活環境の保全上の必要性から、被災者を支援し、二次被害等を防止することや早期事業再建に資するためにも、建物の解体・撤去を実施することが必要となっています。

被災住宅の再建

震災に伴う再建が必要な住宅が多数ありますが、安心して生活できるよう被災住宅再建に関する支援を行う必要があります。

がけ崩れの防止

市内で地震により宅地裏山が崩壊しがけ崩れが発生しています。その一部は住宅の居住空間まで土砂が浸入しており、土砂撤去や恒久対策に多額の費用を要することから支援が必要となっています。また、次期降雨等による二次災害を防止する必要があります。

公営住宅の被災

今回の地震により被災した公営住宅の多くは、耐用年数を大きく超過し老朽化が顕著なため入居者の通常退去に合わせ、適時除却する予定の住宅であり、緩やかに廃止を行う方針が決定している団地です。

このため、大がかりな復旧工事や建替などの積極策は、建物の現状や入居者の負担増を考えると、非常に困難であると判断されます。また、団地内の建物の損傷状況も多様であることから、団地単位での計画立案も難しいのが実情です。

復興の方針

建物の解体・撤去

今回の地震により被災した建物で損壊が甚だしく、新築若しくは大規模な補修を行わなければ再使用することが困難な住家及び中小企業者の事務所・店舗等について、生活環境の保全上の必要性から、被災者を支援し、二次被害を防止することや早期事業再建に資するため、次の条件のいずれかに該当する建物については、市が解体・撤去を実施し費用を負担します。

住家については、り災証明書のり災程度が「全壊」、「大規模半壊」と判定され、解体が必要な建物。半壊については、市が損壊程度等を確認し、解体が必要と認めた建物
倉庫、作業場、納屋等については、被災証明書の交付を受け、全壊、大規模半壊と同程度の被害があることを市が認めた建物

ブロック塀については、被災証明書の交付を受け、傾き及び基礎、ブロックが危険と判断できるもの（損壊部分の一部解体も可）

中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者並みの公益法人を含む）の事務所、店舗、倉庫等については、被災証明書の交付を受け、市が解体の必要性を認めた建物

既に解体済の建物については、上記のいずれかに該当し、かつ被災状況及び解体、撤去を実施した事実が資料等で確認できる場合（所有者自身が、業者によらず自ら解体撤去した建物は対象とならない）

【市民生活の再建】

被災住宅の再建と耐震改修等

今回の地震により被災した住宅について、建替え・購入及び修繕のために融資を必要とする被災者への住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度の活用を推進します。

また、今後発生する地震に備えて、耐震診断・耐震改修の助成事業を推進します。

がけ崩れの防止

一定条件下のがけ崩れに対し、直接人命保護を目的とし市が事業主体となり恒久対策を実施します。

被災公営住宅入所者への対応

被災住宅の入居者は、他の公営住宅等に優先入居とし、団地の管理方針に沿った適切な対応を行います。

「住宅の再建」主要事業

建物の解体・撤去

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間					
				23	24	25	26	27	
新規	被災住家等の解体撤去事業	被災を受けた家屋等及び中小企業者の事務所、店舗等の解体撤去	市	⇒					

被災住宅の再建と耐震改修等

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間					
				23	24	25	26	27	
新規	震災復興住宅融資	被災住宅復旧のための建設資金、購入資金の低金利融資制度	住宅金融支援機構						⇒
継続	木造住宅耐震診断助成事業	S 5 6 年 5 月以前に建築された木造住宅の耐震診断を行う診断士派遣費用の助成	市						⇒
継続	木造住宅耐震改修工事助成事業	耐震診断の結果改修が必要と判断された住宅の耐震改修工事費用の助成	市						⇒

がけ崩れの防止

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間					
				23	24	25	26	27	
新規	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	宅地裏山等に係る崩壊防止事業 津山町柳津 2 箇所 登米町峯畑 1 箇所	市	⇒					

【市民生活の再建】

2. 生活の支援

復興に向けての課題

被災者の生活再建

今回の地震により、多数の住家が損壊するなどしており、被災者の中には、経済的理由のため自立した生活の再建が困難な方も存在することから、被災者の安定かつ自立した生活の再建に向けた支援をすることが重要課題となっています。

復興の方針

被災者の生活再建

市民の方々が、これからの生活に見通しを立てることができ、安心して暮らせるまちづくりを目指します。そのためには、被災者生活再建支援法に基づく「被災者生活再建支援制度」により、住家が全壊・大規模半壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた被災世帯に対し支援金を支給するほか、市甲慰金の支給等に関する条例に基づく「災害援護資金貸付制度」により資金を貸し付けし、被災された方々の生活の再建を支援していきます。

住家が全壊するなどした被災者で、長期にわたって住家に戻ることが困難な方には、応急仮設住宅として市内の定住促進住宅を提供するほか、県が民間賃貸住宅を借上げて応急仮設住宅として提供する事業を活用し、被災された方々の生活の再建を支援していきます。

今回の地震により、住宅を失い、自力での再建・取得が困難な市民の住まいを確保することができるよう公営住宅等の整備に取り組みます。

「生活の支援」主要事業

被災者の生活再建

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	被災者生活再建支援制度	被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給	国・県	→				
新規	災害援護資金の貸付	災害甲慰金の支給等に関する法律に基づく援護資金の貸付	市	→				
新規	応急仮設住宅の提供	民間賃貸住宅の借上	県	→				
		定住促進住宅の提供	市	→				
新規	災害公営住宅の整備	市内の滅失（全壊及び大規模半壊・半壊で解体を余儀なくされたもの）戸数に対応する災害公営住宅を建設する	市	→				

【市民生活の再建】

3. 生活環境の確保

復興に向けての課題

し尿等の処理

登米市内から排出される「し尿・浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥」の処理を行う唯一の処理施設である衛生センターの被害は比較的軽微で電気の復旧とともに稼働を開始しましたが、市内避難所並びに隣接町の災害し尿や自衛隊など捜索・復興部隊の仮設トイレ、近隣被災住民の転入による汲み取りし尿量の増加に伴い、処理能力を上回る量が搬入され処理水質の低下が懸念されます。

ごみの処理

生活基盤の早期回復のためには、地震に伴い壊れた建物等のがれき類及び家具等の家財ごみを迅速かつ適正に処理しなければなりません。

震災により発生する廃棄物は、一般的には産業廃棄物として建設事業者により解体・運搬され、中間処理施設又は処分場において処理されますが、今回は、一般廃棄物として市の責任で処理することになります。

そのため、災害廃棄物の一時保管場所として災害ごみの仮置場を設置しましたが、大量のがれき類が長期にわたり集積されることから、仮置き場又は処分場周辺での生活環境への影響（粉塵・臭気・騒音・散乱等）を防止する公害対策の徹底や、アスベスト対策など労働安全衛生にも配慮しながら、早期に処理する必要があります。

都市公園施設

市民生活や市景観、防災、環境などに多面的機能を有する都市公園施設が被災しており、早期に復旧することが必要となっています。

集会施設

本市の集会施設の所有及び管理運営における基本的な考え方は、コミュニティの拠点として自由な活用をしていただくため、自治会が自ら所有し維持修繕など主体的に管理運営していただくことにあります。

市内に所在する集会施設の中には、国や県の補助を受けて建設している施設もあり、それらについては財産の処分に関する期間の制限があることから、その制限期間内を行政財産として位置づけているものであり、処分制限期間が過ぎた後は普通財産化し、施設を利用している自治会に譲与する方針です。

そのため、地震という不可抗力によって発生した当該集会施設の被害については、市の責任によって早期に復旧することが必要となっています。

市有共葬墓地

登米市墓地条例により設置している市有共葬墓地 62 施設のうち、迫兵糧山墓地で大規模な崩落被害があったほか、迫、石越、南方の各町域の共葬墓地においてもコンクリートブロック等土留め擁壁面に亀裂や剥離が生ずるなどの被害が生じました。

今回の被災事案の復旧に関し、市としてどのような支援策を講ずべきか、市有共葬墓地間における公共性・公平性を考慮する必要があります。

復興の方針

し尿等の処理

今回の地震による断水・停電を受けて、ライフラインが断絶した中でも機能する汲み取りし尿等の収集の重要性が認識されたところです。

今後の緊急時の対応としては衛生センターの施設だけでなく、農業集落排水処理施設などの汚泥貯留槽を活用するなど、停電時における「し尿受入体制」を構築し、し尿収集が滞ることがないように方策を講じていきます。

ごみの処理

一時的に大量発生した災害ごみの応急的な保管場所として仮置場を設置し、被災した家具、家財などの受入れを行いました。災害ごみについては、分別、破碎処理を経て、ごみの品目毎に運搬業者によりクリーンセンター又は産業廃棄物処分業者に搬入することとしました。

今後、排出される災害ごみについては、一般廃棄物処理施設であるクリーンセンターで受入れし処分することとします。なお、被災した住家や住家に付属した倉庫、ブロック塀等の解体により発生した廃棄物は、クリーンセンターでの処理が困難であるため、産業廃棄物処分業者に搬入して処理を迅速に進めていきます。

都市公園施設

都市公園については、公園の多面的機能を回復、保全するとともに、利用者の安全確保を図るため、速やかに復旧を実施します。

公園内の被災公園施設の復旧については、原状への機能回復を基本に実施しますが、復旧費用を勘案しながら、効果が特に低い施設については撤去を行います。

集会施設

安全に施設を利用してもらうため必要最小限の修繕を行い、自治会の理解を得ながら処分制限期間を過ぎた施設から、順次譲与を行います。

市有共葬墓地

墓地外周部の擁壁の亀裂や剥離など、土地の崩壊を招くものや、隣接地にも影響を及ぼし又は及ぼす恐れのあるものについては、市の事業として復旧を図ることとし、地割れや区画ブロック損壊など墓地内部の被害については、墓地管理者がその責任と負担により必要に応じて復旧策を講じるものとします。

大規模崩壊等で移転を要するものは、現行補助制度を基本に対処することとします。

【市民生活の再建】

「生活環境の確保」主要事業

ごみの処理

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	災害ごみ処理事業	東日本大震災により発生した災害ごみを、仮置き場・民間廃棄物処理場に集積し処理	市	⇒				
新規	災害ごみの自己搬入に伴う手数料免除事業	被災した家具、ガラス、せともの類等をクリーンセンターに自己搬入する場合、り災証明書等の提示により、ごみ処分手数料を免除	市	⇒				

都市公園施設

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	都市公園災害復旧事業	鹿ヶ城公園ほか5公園の災害復旧	市	⇒				

市有共葬墓地

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	市有共葬墓地災害復旧事業	外周部の土地等が崩落し、隣接地に影響を及ぼす恐れのある墓地の復旧	市	⇒				
新規	市有共葬墓地災害移転整備事業補助金	大規模崩壊した共葬墓地の移転に伴う経費の一部を、墓地管理組合に補助	市	⇒				

【市民生活の再建】

4 . 保健・医療・福祉の充実

復興に向けての課題

保健センターと心のケア

保健センターは、市民の健康維持、増進並びに疾病予防等を目的とする保健事業を総合的に行う拠点であります。地震により市内7ヶ所の保健センターの内、6施設が被災したため、定期的に保健センターを利用している食生活改善事業等や乳がん検診、子宮がん検診などの集団検診の実施に支障をきたしている状況であります。

また、被災された市民の多くは、様々なストレスを抱えているものと思われることから、急性期に限らず、長期にわたる心のケアを図る必要があります。

医療施設と医療サービス

登米市立病院及び診療所は、本市の地域医療の中核を担っていますが、今回の震災においては、隣接する被災地からも多くの患者を受け入れ、組織が一丸となって支え続けたことで、内陸部に位置する本市の医療環境の重要性が改めて認識されたところであります。本市の施設や医療機器等も大きな被害を受け、医療機能や患者利便性の低下などの影響が生じており、この状況が長期化することは、市民の安全・安心を守る上で非常に憂慮される事態であることから、早急な復旧を行う必要があります。

被災した施設のうち米谷病院の休止中の旧病棟は損傷が大きく、早急に解体撤去する必要があります。

隣接する沿岸部の被災地は、従来から医師不足が深刻な地域であることに加え、今回の地震により医療機能が壊滅的被害を受け、市立病院・診療所は、その機能までも補完・支援する役割を果たしてきましたが、今後は被災した医療機能の復興状況を勘案しながら、広域的医療連携体制を構築する必要があります。

さらに、在宅医療を要する方々のケアについては、医療分野だけでなく、介護や福祉部門との連携による包括的な支援体制により、切れ目ないサービス提供体制の充実が求められています。

児童福祉施設と保育サービス

児童福祉施設では、米谷保育所が大きな被害を受け、米谷公民館に仮保育所を設置して保育を行っているほか、多くの施設において被害が発生したことから速やかな復旧が必要となっています。

また、保育所の保育料や一時保育の保育料について、被災者への支援策が必要となっています。

障害者地域活動支援センター

被災した石越障害者地域活動支援センターは、石越町域のみならず、他の隣接町域からも利用者があり、障がい者の方の次の社会へ踏み出すためのステップアップとして社会的訓練や日常生活的な訓練などを行っているほか、日中の居場所としてのフリースペース的な機能を併せ持っており、こうした事業等の実施に支障をきたしています。

高齢者福祉施設と介護サービス等

今回の地震により、本市の地域福祉の拠点となっている老人福祉センター、入浴サービス等を提供しているデイサービスセンター等の老人福祉施設等の複数の施設が大きな被害を受けています。このことは、本市の高齢者福祉サービスに大きな影響をもたらすものであり、高齢者福祉事業や介護予防事業等の実施に深刻な影響があるものと懸念されます。

【市民生活の再建】

また、介護サービスを受けている被保険者及びその家族が被災したことにより、住家の損壊や被災に伴う離職等により必要な介護サービスの継続利用や介護サービス利用料の負担が困難になることが懸念されます。

復興の方針

保健センターと心のケア

迫保健センターは、登米市地域防災計画において、災害時に登米市医師会の医療救護対策本部を置く場所となっており、早期復旧を図ります。

保健センター以外の施設で、検診等の保健事業を実施している地区については、保健センター復旧のための費用と、復旧後に見込まれる老朽化等による修繕費用を勘案しながら施設の利活用について検討します。

現在、子育て支援センターとして使用している保健センターについては、利用する児童の安全面等を考慮し早期復旧を図ります。

また、被災された市民の心の健康づくりを支援するため、既存の相談事業や健康教育を活用していくこととします。

医療施設と医療サービス

各医療機関において、安全な診療体制の確保が図られるよう、被災した医療機器の整備や施設の復旧を早急に行います。とくに、救急告示病院である、登米市民病院、米谷病院、豊里病院においては優先的に実施いたします。

米谷病院の旧病棟については、復旧の見込みが立たないことから、エレベーターや医療ガス配管などの必要な機能の移設を行なったうえで解体撤去いたします。

南三陸町の要請を受け、6月1日からよねやま診療所の病棟を活用し、「公立志津川病院」が開院いたしました。今後、各市立病院等の機能や連携の強化を図ってまいります。

また、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションなどの在宅医療を一層推進し、既存の医療機関における診療と併せて、医療資源の有効活用を図り、多様な医療提供体制を整備するとともに、保健、医療、福祉との協働による地域包括医療ケア体制の充実を図ってまいります。

さらに、医療機関相互の役割分担と病病連携、病診連携等により、地域医療の連携体制を充実させ、医療資源の有効利用を図り、地域包括医療ケア体制の充実を図ってまいります。

児童福祉施設と保育サービス

米谷保育所については、今後も保育需要が見込めることから、本施設については継続的な管理運営が必要であり、国、県と協議を行い、早急な復旧を図るほか、他の施設についても、速やかに復旧いたします。

また、子どもを養育する家庭への経済的支援として、保育料や一時保育の保育料について、被害程度に応じて減免を行います。

障害者地域活動支援センター

石越障害者地域活動支援センターは、現在、近接する石越総合支所内の空き室において作業や訓練などを行っています。移設当初は、利用者が環境に慣れない等の支障がありましたが、時間の経過とともに現在の場所が快適であり、安心して活動ができるという状況に変化してきています。

こうしたことから、被災した施設の修繕費用が多額になることを考慮し、現在利用している石越総合支所2階の空きスペースの活用という観点から作業環境の改善を図り、施設の有効利用について検討していきます。

高齢者福祉施設と介護サービス等

被災した老人福祉センター、入浴サービス等を提供しているデイサービスセンター等の老人福祉施設等については、速やかな復旧に取り組み、高齢者の皆さんが安心してサービスが利用できるよう努めます。

また、被災した被保険者に対して、介護サービス利用料等の負担の不安を解消し、継続して必要な介護サービスを受けられるようにするため、利用料の減免や助成の支援策を実施します。

【市民生活の再建】

「保健・医療・福祉の充実」主要事業

保健センターと心のケア

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	保健センター等 災害復旧事業	豊里健康管理センターほか5施設の 復旧	市	⇒				
継続	心のケア事業	健康講座、健康教育等を通じて、心の 状態変化への気づきを促し、「こころ の相談」「心の元気相談室」等の活用 を促進	市	⇒				

医療施設と医療サービス

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	登米市民病院災 害復旧事業	電気設備、医療機器等の復旧	市	⇒				
新規	米谷病院災害復 旧事業	旧病棟の解体、エレベーター設置や医 療ガス配管等の移設	市	⇒				
新規	豊里病院災害復 旧事業	施設の外構等の復旧	市	⇒				
新規	よねやま診療所 災害復旧事業	高架水槽、受水槽等の設備の復旧	市	⇒				

児童福祉施設と保育サービス

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	米谷保育所災害 復旧事業	3歳児室ほか5室に及んでいる梁の 亀裂と歪みの復旧	市	⇒				
新規	保育所保育料減 免制度	所有または居住する住宅が半壊以上 と判定された世帯及び震災により著 しい収入減があった世帯の保護者へ の保育料の減免	市	⇒				
新規	一時保育保育料 減免制度	所有または居住する住宅が半壊以上 と判定された世帯及び震災により著 しい収入減があった世帯の保護者へ の保育料の減免	市	⇒				

【市民生活の再建】

高齢者福祉施設と介護サービス等

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	老人福祉センター、デイサービスセンター等災害復旧事業	迫老人福祉センターほか7施設及び南方デイサービスセンターほか4施設の復旧	市	→				
新規	介護保険利用者負担額の減免（介護保険サービス利用料の減免）	介護保険の被保険者が居住する住家が被災により半壊以上の被害を受けた場合に、被保険者等の申請により介護保険サービスの利用者負担（1割分）を損害の程度により減免	市	→				
新規	介護保険施設サービス等利用者負担額緊急支援事業（介護保険施設短期入所サービス等利用料の助成）	震災のため居宅で必要な介護を受けることが困難となり、介護保険施設等で短期入所生活介護等のサービスを利用した場合に、被保険者等の申請により利用者負担額を助成	市	→				

5 . 原子力発電所事故への対応

復興に向けての課題

きめ細かな情報提供と放射性物質の低減対策

東京電力福島第一原子力発電所の事故による、放射性物質の飛散の影響は長期化が避けられない状況となっています。

市民生活の安全の確保と不安の解消に向け、放射線量の定点測定や学校、幼稚園等の測定を行い、きめ細かな情報の提供を行うとともに放射性物質の低減対策に取り組む必要があります。

また、水道水、浄水発生土や下水汚泥への汚染が懸念されていることから放射線量の測定が必要となっています。

安全な食料生産の確保

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、安全安心な農畜産物の生産に大きな影響を及ぼし、消費者に対しても大きな不安を与えています。特に、放射性セシウム汚染稲わら等による問題は、登米市農業産出額の約3割を超える市内畜産経営に与える影響は大きく、さらには、稲わら堆肥を活用した資源循環型農業を進める本市農業の根幹的な課題となるものです。

復興の方針

きめ細かな情報提供と放射性物質の低減対策

東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能に対する不安を解消するため、放射線量の定点測定や、学校、幼稚園等の測定を実施し、結果を公表するとともに、国の方針等に基づき学校等の除染に取り組みます。

学校給食に使用する食材について、放射線量の測定を可能な限り実施します。

水道水の放射線量について国の方針に従い、定期的に測定を行い、結果を公表します。浄水発生土についても、国の方針に従い、宮城県と連携しながら放射線量を測定し、適切な処分に取り組みます。

下水汚泥の放射性物質の検査を継続して監視し、基準を超えたときの対策を検討します。

安全な食料生産の確保

東京電力福島第一原子力発電所の事故については、安全・安心を確保する観点から農林産物のきめ細かな測定体制の構築を県に求めていきます。

市においても主要農産物の検査や測定機器の導入に取り組むとともに測定結果を公表し、消費者と一体となった情報の共有を図ります。

放射性セシウム汚染稲わらや堆肥等の対応については、牛肉をはじめとする農産物の安全性と風評被害対策への取組みとして、汚染稲わら等の処分や牛肉の流通在庫の処理等、農家が安心して早期に安定的な生産活動を取り戻せるよう諸施策の実施を国に求めていくとともに、国や県と連携を図りながら対応していきます。

放射能問題に係る損害賠償についても、農畜産物の価格補償や市内畜産農家等への賠償金の早期支払いを国や東京電力に対し要請していきます。

【市民生活の再建】

「原子力発電所事故への対応」主要事業

きめ細かな情報提供と放射性物質の低減対策

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	放射性物質の正確な情報の提供	放射性物質の正確な情報を市民に提供	国・県・市	→				
新規	森林空間放射線量調査事業	市内市有林等の森林施業実施箇所及び森林公園等を中心とした放射線量の測定	県・市	→				
新規	教育施設の放射線量測定	学校・社会教育施設の空間放射線量を測定	市	→				
新規	学校給食食材の放射性物質検査	学校給食センターで使用する食材の放射性物質を検査	市	→				
新規	放射性物質汚染土壌等除染事業	放射性物質に汚染された土壌等の除染	市	→				
新規	水道水等の放射線量測定	水道水、浄水発生土、下水汚泥の放射線量を測定	市	→				

安全な食料生産の確保

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	風評被害抑制の国県等への要請	風評被害抑制に係る施策の実施を国や県に要望	市・協議会	→				
新規	東日本大震災等農業災害対策資金	出荷制限や出荷自粛、粗飼料等給与自粛による費用負担等に要する資金	県・市・農協等	→				
新規	放射能不安に対する農畜産物等安全性PR事業	首都圏での農畜産物に対する放射能不安を解消するため、イベント等で安全性をPR	市	→				
新規	水稻等放射性物質調査事業	平成23年産米及び稲わらに係る放射性物質測定の実施	市	→				
新規	農地等放射性物質土壌調査事業	水田・畑等土壌の放射性物質の測定を実施	県	→				
新規	食品放射能測定システム導入事業	市内で生産される農産物や加工品等食品の放射能測定機器（シンチレーション検出器）の導入	市	→				
新規	放射性物質汚染稲わら処理事業	畜産農家等に保管されている汚染稲わらの分離保管の実施	市	→				
継続	トレーサビリティシステムの構築	食品トレーサビリティシステムの構築	市	→				

【産業・経済の復興】

1. 産業の復興

復興に向けての課題

農 業

農業就業人口の約6割が65歳以上という高齢化に加え、今回の震災によって多くの農地や農業用施設等が被災し、再建のために多額の経費を要することによる経営意欲の低下が懸念されます。

放射性物質の拡散による汚染稲わら等をはじめとする問題は、牛肉をはじめ多くの農産物の風評被害や需要低迷等による販売価格の下落につながり、農家所得の減少と地域経済への影響が懸念されます。

安全・安心な農畜産物の提供と、より生産性の高い農業の確立が必要となります。

林 業

林業施設については、林道・作業道各路線において、路面亀裂・落石・法面崩壊により、車両の通行等に支障が出るなど、森林整備・素材の搬出・運搬作業等に影響が出ています。

市内製材所等については大きな被害もなく、震災後間もなく操業を開始していますが、合板用原木(2m・4m材)の受入先となっている沿岸部に立地する合板製造工場が甚大な被害を受け、震災以降出荷が停止し大きな影響が生じています。

チップ・パルプ用原木及び製材所等で生産される木材チップについては、受入先である石巻市の製紙工場が大きな被害を受けたため、これまでよりも遠隔地への運搬出荷が必要となります。

原木椎茸生産農家において、椎茸原木の主な調達先となっている県内産や福島県産の原木が放射能汚染により出荷停止等されていることから、原木が供給不足に陥り、原木価格の高騰や原木の入手が困難な状況になっています。

商工業

震災により店舗や工場等に大きな被害を受けた商工業者は、建物はもとより内部設備や備品の修繕、商品の確保等、早期事業再開に向けた取組みが喫緊の課題となっています。

倒壊や大規模半壊等の店舗や事務所等が解体され、古くから町並みを形成してきた商店街に更地が目立つようになり、その対策が必要となります。

観 光

登米教育資料館や警察資料館などみやぎの明治村として登米市観光の中心的役割を担っている観光施設が大きな被害を受け、一部が休館の状況となっています。また、市内の他の観光施設においても大きな被害を受け、観光客が大幅に減少し、地域経済へ深刻な影響が出ています。

観光に対する市民一人ひとりの理解やもてなしの心を育みながら、市内全域に広がる観光資源を有効に結び付けた観光ルートの構築とPRを進め、通年型・滞在型の観光地づくりを行っていく必要があります。

復興の方針

農 業

被災農地等の復旧と地域農業の復興

被災した農地及び農業関係施設の早期復旧が図られるよう支援するとともに、意欲あふれる担い手の育成を図り地域農業の復興を進めます。

原子力発電所事故対策と安全な食料生産の確保【一部再掲】

東京電力福島第一原子力発電所の事故については、安全・安心を確保する観点から農産物のきめ細かな測定体制の構築を県に求めていきます。市においても主要農産物の検査や測定機器の導入に取り組むとともに測定結果を公表し、消費者と一体となった情報の共有を図ります。

また、放射性セシウム汚染稲わらや堆肥等の対応については、牛肉をはじめとする農産物の安全性と風評被害対策への取組みとして、汚染稲わら等の処分や牛肉の流通在庫の処理等、農家が安心して早期に安定的な生産活動を取り戻せるよう諸施策の実施を国に求めていくとともに、国や県と連携を図りながら対応していきます。地域資源を活用した農業所得の向上

日本の食料基地として生産性の高い農業の確立に向け、農畜産物の高付加価値化の推進や特色ある地域資源を活用した地域6次産業化に向けた支援を行うとともに、生産コスト削減による農業所得の向上に取り組めます。

林 業

被災林道等の復旧

林道及び作業道については、速やかに復旧工事を実施し、木材運搬車等の通行を確保します。

地域産木材の利用促進と再生可能エネルギーの利用

震災からの復旧・復興に向け、被災した住宅の再建や復興住宅の建築にあたっては、地域産木材の利用促進に取り組めます。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、再生可能なエネルギーとして、木質バイオマスなどの利活用を推進し、地域の豊富な資源である森林資源の積極的な活用を図ります。

椎茸原木の確保

原木椎茸の産地を維持していくため、生産者や関係機関が一体となり、椎茸原木の確保に向けて取り組めます。

商工業

事業資金確保の円滑化

被災事業所の事業再開に係る事業資金の確保を円滑化に進めるため、利率が1.0%以内となっている宮城県災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）の活用に対し、0.5%を助成する「登米市中小企業災害復旧資金利子助成金」を創設し、商工業者の復旧・復興を支援します。

被災事業所等の再建支援

震災により被害のあった店舗等の事業再開を支援するため、「登米市被災事業所等再建支援事業」を創設し、新設や改修の経費並びに賃借料の一部を補助し、早期の復興を支援します。

仮設店舗の建設

震災により被害を受けた中小企業者の要望を把握し、中小企業基盤整備機構が設置する仮設店舗の建設に向けた取り組みを支援します。

観 光

登米市観光の中心的な役割を担う教育資料館等の観光施設については、地域経済に与える影響を考慮し、速やかに復旧します。

観光関係者や関係機関と連携・協働しながら、観光復興イベントの開催、平成25年度の仙台・宮城デスティネーションキャンペーン（DC）に向け、態勢の整備や観光商品の開発を進めます。

【産業・経済の復興】

「産業の復興」主要事業

農 業

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	農業用施設災害復旧補助金	震災により被害を受けた穀物乾燥調整施設、畜産施設、園芸施設の復旧支援	市	⇒				
新規	農地及び農業用施設災害復旧事業	農地及び農業用施設の災害復旧事業	市	⇒				
新規	東日本大震災農業施設等災害復旧等資金	農業生産再開に向けた農業施設及び機械等の復旧に要する資金	市・農協	⇒				
新規	東日本大震災農業経営安定対策資金	施設等の復旧後及び震災後の経営維持に要する資金	市・農協	⇒				
新規	農林漁業セーフティネット資金	資材費、労務費等の長期運転資金	(株)日本政策金融公庫	⇒				
新規	小水力発電の調査検討	農業用小水路等の落差を利用して発電する小規模な水力発電についての調査検討を進める	市	⇒				
新規	【再掲】放射性物質の正確な情報の提供	放射性物質の正確な情報を市民に提供	国・県・市	⇒				
新規	【再掲】風評被害抑制の国県等への要請	風評被害抑制に係る施策の実施を国や県に要望	市・協議会	⇒				
新規	【再掲】放射能不安に対する農畜産物安全性PR事業	首都圏での農畜産物に対する放射能不安を解消するため、イベント等で安全性をPR	市	⇒				
新規	【再掲】東日本大震災等農業災害対策資金	出荷制限や出荷自粛、粗飼料等給与自粛による費用負担等に要する資金	県・市・農協等	⇒				
新規	【再掲】水稲等放射性物質調査事業	平成23年産米及び稲わらに係る放射性物質測定の実施	市	⇒				
新規	【再掲】農地等放射性物質土壌調査事業	水田・畑等土壌の放射性物質の測定を実施	市	⇒				
新規	【再掲】食品放射能測定システム導入事業	市内で生産される農産物や加工品等食品の放射能測定機器(シンチレーション検出器)の導入	市	⇒				
新規	【再掲】放射性物質汚染稲わら処理事業	畜産農家等に保管されている汚染稲わらの分離保管の実施	市	⇒				
継続	園芸産地拡大事業	園芸用ハウスや機械・設備の整備促進	市	⇒				
継続	園芸作物再生産支援補助金	震災による被害を受けた園芸作物の種苗等の購入助成	市	⇒				
継続	農業サポート人材バンク	農業研修・体験希望者や、受入農家等の情報集積、提供	市	⇒				
継続	ビジネスチャンス支援事業	地域資源を活かした新たな起業の支援	市	⇒				
継続	食材・物産ステップアップ事業	市内食材の特長を、実需者等にPR	市	⇒				

【産業・経済の復興】

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
継続	農産物の高付加価値化・ブランド推進事業 (登米ブランド認証事業)	登米産農畜産物の高付加価値化とブランド化の推進	市・協議会					
継続	【再掲】トレーサビリティシステムの構築	食品トレーサビリティシステムの構築	市					

林業

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	林業施設災害復旧事業	震災により被害を受けた林業施設の復旧	市					
新規	木質バイオマス利活用推進事業	再生可能なエネルギーとして、木質バイオマスの利活用促進	市					
新規	【再掲】森林空間放射線量調査事業	市内市有林等の森林施業実施箇所及び森林公園等を中心とした放射線量の測定	県・市					
継続	地域材需要拡大支援事業	地域材を使用した住宅建設への助成	市					
継続	特用林産物総合支援事業	機械施設の整備や椎茸原木等生産資材の購入に対する助成	生産者・生産者団体					
継続	山の幸振興総合対策事業	特用林産物の生産に必要な機械導入、施設整備に対する助成	生産者団体					

【産業・経済の復興】

商工業

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	中小企業災害復旧資金利子助成金	震災により被害を受けた中小企業者の事業再建を支援するための利子助成	市	→				
新規	登米市被災事業所等再建支援事業	震災により被害を受けた中小企業者の事業再建を支援するための補助金	市	→				
新規	宮城県中小企業経営安定資金(みやぎ中小企業復興特別資金)	震災により被害を受けた中小企業者の運転資金及び設備資金	県	→				
新規	宮城県災害復旧対策資金(東日本大震災災害対策枠)	震災により被害を受けた中小企業者の運転資金	県	→				
新規	中小企業基盤整備機構による仮設店舗、事務所等施設整備	震災により被害を受けた中小企業者の仮設店舗や事務所等の整備	(独)中小企業基盤整備機構	→				
新規	日本政策金融公庫東日本大震災復興特別貸付	震災により被害を受けた中小企業者の運転資金及び設備資金	(株)日本政策金融公庫	→				
新規	信用保証協会東日本大震災復興緊急保証	震災により被害を受けた中小企業者の資金借入の保証	信用保証協会	→				
新規	商工組合中央金庫東日本大震災復興特別貸付	震災により被害を受けた中小企業者の運転資金及び設備資金	(株)商工組合中央金庫	→				
継続	ビジネスマッチング事業	広域連携によるビジネスマッチング(商談会)の開催	市	→				

観光

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	観光施設等災害復旧事業	震災により被害を受けた市観光施設等の復旧事業	市	→				
継続	市内及び広域観光ルートの提案	新たな広域観光ルートの構築	市・観光物産協会	→				
継続	案内看板の増設	観光案内機能の強化	市・観光物産協会	→				

2. 雇用機会の創出

復興に向けての課題

雇用の状況

金融不安による世界同時不況から、立ち直りつつあった本市の雇用環境は、今回の震災による被害で、製造業においては、改修・修繕で長期の休業を余儀なくされた企業も多くあり、長期的な事業環境の悪化が心配されていましたが、大手企業の操業再開によって、雇用も徐々に戻りつつあります。

一方、中小企業等では直接の被災や売り上げの減少から、廃業や規模縮小により、解雇等が発生しています。全体としては震災により雇用が発生している業種もあり、また、雇用調整助成金等を活用しながら雇用の維持がある程度保たれている状況ではあるものの、復興までの期間が長期にわたることとなった場合、失業者が増加することが懸念されます。

また、新規高卒者の雇用についても、今後の経済状況の見通しが不透明であることから、求人への減少による内定率の低下も懸念され、復興期・復興後に中心的な世代となる若者の雇用の場の確保も課題となっています。

観光客の大幅な減少による観光産業での雇用縮小等で、厳しい状況の業種も見受けられます。

復旧事業による建設・土木関連の雇用が見込まれるものの、津波被害の大きい沿岸地域から市内への求職者も増えており、雇用状況の悪化が心配されます。

復興の方針

雇用の確保と拡大

国の緊急雇用創出事業などの施策による、短期的な雇用の場の確保と同時に、働きながら技術取得や知識習得する人材育成事業を活用し、雇用対策として最も有効な企業誘致を進めるための人材確保、起業者支援を行い持続的な雇用の場の確保を目指します。

また、企業誘致は新規高卒者の市内企業での雇用を進めるための有効な手段でもあることから、引き続き取り組んでいきます。

日本政策金融公庫の復興資金の活用により、資金繰りを支援するとともに、雇用調整助成金を活用した雇用の継続を確保します。

取引先の被災により減少した売り上げの確保のため、新たな取引先とのマッチングを支援し、既存の雇用を確保するとともに新規雇用の拡大を図ります。

【産業・経済の復興】

「雇用機会の創出」主要事業

雇用の確保と拡大

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	重点分野雇用創造事業 (震災対応事業)	市内企業に人材育成事業を委託し、被災失業者を雇用	市	→				
新規	ハローワークの雇用保険失業給付の特例措置	震災により休業を余儀なくされた方、又は一時的に離職を余儀なくされた方が、雇用保険の失業給付を受給できる特例措置	国	→				
新規	【再掲】宮城県中小企業経営安定資金(みやぎ中小企業復興特別資金)	震災により被害を受けた中小企業者の運転資金及び設備資金	県	→				
新規	【再掲】宮城県災害復旧対策資金(東日本大震災災害対策枠)	震災により被害を受けた中小企業者の運転資金	県	→				
新規	【再掲】日本政策金融公庫東日本大震災復興特別貸付	震災により被害を受けた中小企業者の運転資金及び設備資金	(株)日本政策金融公庫	→				
新規	【再掲】信用保証協会東日本大震災復興緊急保証	震災により被害を受けた中小企業者の資金借入の保証	信用保証協会	→				
新規	【再掲】商工組合中央金庫東日本大震災復興特別貸付	震災により被害を受けた中小企業者の運転資金及び設備資金	(株)商工組合中央金庫	→				
継続	企業情報ガイダンス	高校生等を対象とした会社概要説明会及び就職セミナーの実施	市	→				
継続	ハローワークの雇用調整助成金(大企業)	事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向させた場合に、手当若しくは賃金等の一部を助成	国	→				
継続	ハローワークの中小企業緊急雇用安定助成金(中小企業)							
継続	【再掲】ビジネスマッチング事業	広域連携によるビジネスマッチング(商談会)の開催	市	→				

【公共土木施設・ライフラインの復旧】

1. 公共土木施設の復旧

復興に向けての課題

公共土木施設

今回の地震により、社会生活の基盤である市内の道路や橋りょう等が甚大な被害を受けました。

市民が生活する上での障害を早期に取り除くため、早急に復旧を進める必要があります。

復興の方針

公共土木施設

社会資本の基盤である道路等の公共土木施設について、国や県と連携し早期の復旧を行います。

また、橋りょうについても調査点検を行い、必要に応じて対策を講じるなど、橋りょうの安全性確保と長寿命化を図ります。

災害復旧工事の入札手続日数の短縮を図り、早期発注と早期復旧を行うとともに、災害復旧工事の現場代理人の兼務を認め、受注機会の拡大と早期発注を図ります。

さらには、建設工事及び関連業務の前金払の割合を引き上げ、円滑な施工の確保を図ります。

「公共土木施設の復旧」主要事業

公共土木施設

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	公共土木施設災害復旧事業	国庫負担法に基づく市道の災害復旧事業（市道長沼ダム湖周線ほか）	市	→				
新規	単独災害復旧事業	起債事業による市道等の災害復旧事業（市道新田中学校線、赤沢川ほか）	市	→				

【公共土木施設・ライフラインの復旧】

2. ライフラインの復旧

復興に向けての課題

上水道

4月7日の余震により、迫町佐沼袋向から佐沼大東を横断する水道1号線「迫川水管橋」600mm鋼管の一部が脱落し、迫川西部一帯が断水しました。当該水管橋は昭和52年製で老朽化しており、耐震性の強化が大きな課題となっています。

震災により保呂羽取水ポンプが故障し保呂羽浄水場系統において断水、水圧不足が生じました。現状の取水方式について検討を行うと共に応急的に安定した取水を確保することが必要となっています。

石越浄水場には、自家発電設備がなく停電中は運転停止となることから、自家発電設備を設置する必要があります。

大規模な断減水を行った後の復旧において、末端区域や高台地区の復旧が遅れることから、解消に向けた対応が必要となっています。

これまで行ってきた「配水連絡管整備事業」「老朽管更新事業」「緊急遮断弁設置事業」は今回の震災において効果を発揮しました。今後も継続して事業を実施する必要があります。

水道施設全体の耐震化及び老朽化対策を進める必要があります。

下水道

地震により下水道処理施設のうち、公共下水道浄化センター4施設では、機械設備故障・場内配管破損等の被害があり、農業集落排水処理12施設では場内舗装の沈下や一部処理槽の浮上等の被害を受けたほか、管渠については公共下水道と農集排あわせて約32kmに及び甚大な被害を受けました。また、市設置型浄化槽の本体の浮上等で使用できない状況となった施設もあります。

このことは、市民生活への深刻な影響が懸念されることから早急な被災施設の復旧を行っていく必要があります。

下水処理場では日々発生する汚泥を処分する必要があり、産業廃棄物の有効活用の観点から、肥料やセメントの原材料として専門の処理業者へ搬出していますが、福島第1原子力発電所事故の影響による放射性物質が下水道や集落排水の汚泥から高濃度で検出される事例がでたことから、汚泥を肥料化する場合、原料汚泥中の放射性セシウム濃度が基準値を超えるものは肥料原料として認めないことが定められました。

このため、市内全施設の下水汚泥の放射性物質の検査を行ったところ、すべての施設で基準値未満という結果でありましたが、今後も継続的な検査を実施していく必要があります。

復興の方針

上水道

登米市迫川西部に水道水を供給する基幹管路であるため耐震化を図ります。

市民のライフラインとして重要な機能を有していることから、故障ポンプの早急な修理を行います。また、取水ポンプが同時に故障しても必要水量が確保できるよう取水ポンプの増強やバックアップ体制の整備を行います。

石越浄水場には自家発電設備を設置します。

末端区域や高台地区への復旧が遅れることのないよう、配水管整備や増圧設備の増設を行います。

「配水連絡管整備事業」「老朽管更新事業」「緊急遮断弁設置事業」など、災害に強い水道施設の整備を継続します。また、配水ブロック化や地図情報システムによる施設管理を行うことで、緊急時の対応が更に効率的になり復旧期間の短縮化が図れることから、これらの事業を推進していきます。

計画された施設整備の前倒しを図るため、登米市水道ビジョンを改訂するとともに、施設更新計画を早急に策定し、取水方式の変更、有収率向上及び断水区域減少を目的とした配水ブロック化などを早期に実現します。

また、老朽化対策については、今後の水道施設全体の更新需要を把握し計画的に更新を進めるため、アセットマネジメント（資産を効率よく管理、運用する手法）に取組みます。

下水道

登米市下水道処理の根幹をなす処理施設や、その系統のマンホールポンプ、それら施設と利用者を結ぶ管渠の復旧を速やかに実施し、併せて耐震化を進めます。

農業集落排水処理区のうち南方町沢田地区は処理施設及び管渠の完成間近に震災に遭い、また米川地区や長谷地区、大泉地区についても供用開始前に被災しましたが、供用開始の遅れについては最小限度にとどめるよう努めていきます。

公共下水道については、震災前の平成 23 年度分の事業計画分は前年度の管渠工事の舗装本復旧を主とし、被災箇所は災害復旧を最優先として事業を進めていきます。

下水汚泥の放射性物質の検査を継続して監視し、基準を超えたときの対策を検討します。

【公共土木施設・ライフラインの復旧】

「ライフラインの復旧」主要事業

上水道

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	水道施設災害復旧事業	迫川水管橋の耐震補強を実施	市	→				
新規	取水施設整備事業	取水ポンプを増強すると共に予備ポンプを新たに配備	市	→				
新規	自家発電設備整備事業	石越浄水場及び大巻取水場に自家発電設備を設置	市	→				
継続	配水施設整備事業	配水管の整備、増圧設備の増設により安定した水圧、水量を確保	市	→				
継続	配水連絡管整備事業	緊急時の水運用のため、保呂羽水系と東和水系を結ぶ連絡管を布設	市	→				
継続	老朽管更新事業	老朽化した水道管を耐震管に更新し地震に強い水道を構築	市	→				
継続	緊急遮断弁整備事業	地震時に配水池の水を確保するため遮断弁を設置	市	→				
継続	水道ビジョンの改訂	災害対応上、必要な施設の早期整備のため水道ビジョンを改訂するとともに、施設更新計画を策定	市	→				
継続	アセットマネジメントの取組	計画的な施設更新を実現するためアセットマネジメントを導入	市	→				

下水道

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	公共下水道施設災害復旧事業	管路施設の本復旧（延長15.5km） 処理施設の本復旧（4箇所）	市	→				
新規	農業集落排水施設災害復旧事業	管路施設の本復旧（延長16.5km） 処理施設の本復旧（12箇所）	市	→				
新規	浄化槽施設災害復旧事業	市設置浄化槽の本復旧	市	→				

【教育の復興】

1. 学校教育の復興

復興に向けての課題

「生きる力」の醸成

今回の震災は、学校施設の復旧などのハード面だけでなく、児童・生徒の震災経験による心理的負担などに耐え得る教育のあり方や「生きる力」の醸成など、ソフト面の課題解決も必要となっています。

学校教育施設等

学校施設は、建物内外や設備、備品など、広範囲にわたって大きな被害を受けており、学校や幼稚園の教育活動、給食提供業務に支障を来しています。

小学校については、ほぼすべての学校で、損傷の程度は異なるものの、校舎・体育館等に被害を受けています。被害の状況は、内外壁の亀裂、照明等の落下、給排水管の断裂、ブレースの破損、敷地内沈下、地割れなど多岐にわたっています。

特に石越小学校は、敷地内の沈下、体育館の鉄骨梁・柱の屈曲、よう壁の破損なども見られ、また東郷小学校は、階段、廊下の壁が剥離し、鉄筋がむき出しになるなど大きな被害を被っており、授業や行事など日常の学校生活を送るうえで、安全性が不安定な状態にあります。

中学校においても、全10校で校舎や体育館等において、内外壁の亀裂や落下、給排水管の断裂、天井の歪みや破損などの被害が多く見受けられます。特に石越中学校では、校舎及び体育館の基礎杭の座屈やよう壁のズレなどの被害により、校舎の継続使用は難しく、体育館については、ブレースや柱の曲りなどの被害も加わり使用が不可能な状態となっています。このため、学校教育活動そのものに支障を来している状況にあります。

幼稚園では、床や壁の亀裂、照明の落下、天井の落下などの被害がありました。中でも石越幼稚園、西郷幼稚園、米谷幼稚園では、園舎の被害が大きく、他の施設を借りて保育を行っている状況であり、良好な保育環境の確保が課題となっています。

給食センターは、市内11施設のうち、石越学校給食センター、米山学校給食センターでは、大きな補修が必要で、今後の給食提供が困難な状況です。その他の施設では、内・外壁の亀裂、天井、換気扇や調理関係備品などの転倒・落下の被害が目立ち、通常の給食提供に大きな支障を来しています。

復興の方針

「生きる力」の醸成

登米市の教育基本方針で、学校教育については「生きる力」の育成を掲げていますが、今回の震災により経済面、環境面、生活面に大きな打撃を受けたことから、児童生徒の心に負った傷のケアに努めるとともに、被災した状況の中での「生き抜く力」を育成します。

特に課題解決能力と社会性を高めるため、教育再生プログラムを策定し、将来の自分の姿を見据え、今をどのように生きるかを考え、行動する「志教育」を基盤とし、災害についての対応を学ぶ「防災教育」、資源の有効活用や環境保全について学ぶ「環境教育」の充実に図ります。

学校教育施設等

小・中学校、幼稚園、給食センターそれぞれの機能回復を図るとともに、教育環境の確保を図ります。

小学校の学校施設は、全施設とも応急の修繕等を行うとともに、最も被害の大きい石越小学校、東郷小学校、中津山小学校については、専門家による調査を踏まえ、本復旧に向けた工法を検討します。その他の被災小学校施設については、内・外壁亀裂の注入補修、照明の撤去再設置、給排水管の補修、ブレース交換などの復旧工事により学校機能の回復を図ります。

中学校については、被害が甚大な石越中学校は、専門家による調査を踏まえ、本復旧に向けた工法を検討します。その他の被災中学校施設については、亀裂の補修、ブレース交換、筋交い交換、建物周りの補修など、学校機能回復のための復旧工事を実施します。

幼稚園は、石越幼稚園については、専門家による調査を踏まえ、本復旧に向けた工法を検討します。その他の幼稚園については、トイレ・天井の修繕や亀裂補修など、通常保育が可能となる補修を行います。

給食センターは、登米市学校給食センター再配置計画により、新たな給食センターの整備や既存給食センターの大規模改修等を行い、給食センターの統合・再編を推進することとしています。今回の地震で最も被害の大きな石越学校給食センター、米山学校給食センターについては、当該計画に沿って検討を行います。他の給食センターについては、亀裂補修や給排水管補修、天井補修などの復旧工事を実施し、必要食数の調理・提供に努めます。

【教育の復興】

「学校教育の復興」主要事業

「生きる力」の醸成

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	震災復興教育再生事業	教育再生プログラムに基づく実践活動により、今後の復興の主体となる児童・生徒の「生きる力」を育成	市立小・中学校	→				

学校教育施設等

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	小学校施設災害復旧事業	東郷小学校ほか21校の復旧	市	→				
新規	中学校施設災害復旧事業	石越中学校ほか9校の復旧	市	→				
新規	幼稚園施設災害復旧事業	米谷幼稚園ほか14園の復旧	市	→				
新規	給食センター施設災害復旧事業	中田学校給食センターほか8センターの復旧	市	→				

【教育の復興】

2. 社会教育・社会体育の復興

復興に向けての課題

社会教育施設等

公民館等の社会教育施設については、天井の落下、内外壁の亀裂、建物周囲の地盤沈下等の被害を受け、使用制限をしている施設が多数あるなど、生涯学習活動の拠点施設の被災によって、地区民の活動に支障をきたしています。

特に森公民館等については、建物全体が傾斜沈下し、解体せざるを得ない状態であり、今後代替施設を活用した地区活動を支援する必要があります。

総合体育館や運動場など多くの体育施設が被害を受け、使用できない施設もあります。その中でも東和総合運動公園については、野球場及びテニスコートの法面が大きく崩壊するなどの甚大な被害を受けており、被災の要因を分析したうえで、施設全体としての復興方針を策定する必要があります。その他の体育施設についても、心身の健康回復を図り、市民の交流を進める観点からも、スポーツ環境の早期改善が課題となっています。

復興の方針

社会教育施設等

社会教育施設が、教育機関としての施設機能と、地域避難所としての施設機能の両面を併せ持っていることは、今回の震災により強く印象付けられる結果となりました。その中で、特に社会教育団体が果たした役割が大きかったことから、社会教育活動の中で、防災意識の高揚を図っていくものとします。さらに、その意味と役割を十分に認識しながら、市民の学習意欲が一步前進でき、学ぶことが楽しいと思えるよう、「生きがいづくり」や「スポーツによる健康増進」に向けた活動を積極的に支援していきます。

これら生涯学習活動の拠点となる施設の復興方向については、次のとおりとします。

公民館等の社会教育施設及び体育施設は、生涯学習やスポーツ活動の停滞を招かないよう、早期の施設利用を可能にする必要最小限の応急修繕を行います。なお、被害の甚大な施設や運動場等については、詳細の調査結果を踏まえながら、復興の方向性を決定していきます。

社会教育関連施設の復興にあたっては、老朽化した施設も多数あることから、経過年数や利用状況などを考慮し、類似目的施設の統合や廃止を進めます。

図書館及び視聴覚センターは、情報化社会の加速度的な進化に対応し、多様な情報メディアに対するニーズに応えられるよう機能集積を図ってまいります。

【教育の復興】

「社会教育・社会体育の復興」主要事業

社会教育施設等

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	公民館災害復旧事業	石越公民館ほか9施設の復旧	市	→				
新規	図書館災害復旧事業	迫図書館の復旧	市	→				
新規	社会体育施設災害復旧事業	中田総合体育館ほか24施設の復旧	市	→				
新規	海洋センター災害復旧事業	米山B&G海洋センター艇庫ほか5施設の復旧	市	→				
新規	その他社会教育施設(集会施設等)災害復旧事業	善王寺コミュニティセンターほか7施設の復旧	市	→				

【教育の復興】

3. 文化施設の復旧

復興に向けての課題

文化財・資料館等

市内文化財については、漆喰壁の落下や窓ガラスが多数破損するなどの被害を受けております。「みやぎの明治村」にある教育資料館等については、観光施設としての側面もあることから、早期の復旧が課題となっています。

また、市指定文化財などの早期復旧を図るためには、修理に係る費用負担や修理方法について、被災所有者と十分な協議も必要となります。

街なみ景観

「みやぎの明治村」を形作る漆喰づくりの塀や門、蔵造りの商店が倒壊や崩落の被害を受けており、街なみの存続が危ぶまれています。

登米祝祭劇場と文化芸術活動

登米市の文化芸術振興の中心的施設で、市民の文化芸術活動の拠点施設でもある登米祝祭劇場は、建物自体の被害はほとんど無く利用可能な状況ですが、外構部分に大きな被害を受けており、特に大ホール非常口出口部分や池が破損しました。

震災の影響から、事業を中止する団体もあり、事業の減少は施設利用者の減少というだけでなく、市民の文化芸術活動が弱体化する可能性が高まります。

登米祝祭劇場の施設については、池部分が破損し湛水できなく、ロープを張り立入制限しているものの、小さな子供でも歩いて渡れ、地下通路へ落下する危険があり、万全な安全対策が必要です。

復興の方針

文化財・資料館等

教育資料館等は、市の観光施設の中心的役割を担っている施設として、地域経済に及ぼす影響を考慮し、早期に復旧を実施します。

また、歴史民俗資料館については、市の貴重な文化財の保全と継承のため、収蔵品等の一元管理に向けた施設の統合を進めます。

さらに、市指定文化財などの早期復旧を進めるために、被災所有者が実施する修理・修復に要する経費の一部を補助し、修理方法などについては専門家等と連携・調整を行うなど、被災所有者への支援を行います。

街なみ景観

「みやぎの明治村」の街なみ存続については、新たな補助制度を創設し、地域の実情にあった支援を進めます。

登米祝祭劇場と文化芸術活動

登米祝祭劇場については、指定管理者とともに完全に復旧するまで、利用者の安全対策に努めます。

市民の文化芸術活動を弱体化させないよう、文化芸術団体や関係機関と協働して、文化芸術振興を図っていきます。

施設維持と利用者の活動のため必要最小限の復旧を進め、「水の里ホール」のコンセプトを保持した復旧方法を検討していきます。ただし、池部分については早急に補修を実施し、利用者の安全確保を優先します。

【教育の復興】

「文化施設の復旧」主要事業

文化財・資料館等

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	博物館等災害復旧事業	歴史博物館ほか2施設の復旧	市	→				
新規	その他社会教育施設（文化施設）災害復旧事業	教育資料館ほか5施設の復旧	市	→				

街なみ景観

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	登米市東日本大震災街なみ景観修復事業補助金	とよまの街なみ景観上重要である寺池桜小路、荒町等に存する土蔵、門・塀などの建造物を対象とし、再建経費の一部を補助	市	→				

登米祝祭劇場と文化芸術活動

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	登米祝祭劇場災害復旧事業	登米祝祭劇場の復旧	市	→				

【新たな安全・安心なまちづくり】

1. 防災体制の強化

復興に向けての課題

消防施設

登米市の防災拠点となる消防防災センター、地域の防災拠点となる消防出張所、消防団詰所等の各施設は、常に市民の安全・安心を守る上で施設・設備が万全に機能していくことが求められているため、早急に復旧を実施します。

地域防災体制の要である消防団活動は、消防団地震災害活動計画等の見直しを図ります。

また、初動時の活動対応の強化と適正団員数の確保に努めます。

地域防災計画

現在の本市の地域防災計画は、平成19年2月に策定したのですが、今回の震災対応においては多くの課題が顕在化したため、十分に検証し地域防災計画を見直す必要があります。

地域防災計画の原子力災害編については、県内では石巻市と女川町のみが策定していますが、東京電力福島第一原子力発電所の事故の被害が広範囲に及んでいる状況を踏まえ、本市においても検討する必要があります。

指定管理者制度を導入している指定避難所について、避難所開設に関するマニュアル等の準備がなかったため、指定管理者による避難所の開設及び運営に支障をきたしました。

災害情報の提供と情報連絡

行政及び災害情報を提供するため防災行政無線を活用していますが、今回の震災による停電により38ヶ所の屋外子局のバッテリーが著しく消耗したことで、復電後も一部で放送が不可能となるなどの被害を受け、早急な放送機能の回復が必要であります。

防災行政無線による放送ができなくなった際の、情報周知の代替手段を確保する必要があります。

一般の電話回線が不通となったことで、本部、支部及び部局間の情報連絡に支障をきたしたことから、情報連絡手段について見直す必要があります。

災害時応援協定

本市では、これまで54の企業や団体と災害時応援協定を締結していますが、今回の震災では連絡通信網が寸断されたことにより、要請に至るまで相当の時間を要しました。

避難所用の食料や毛布、発電機の手配、緊急車両や公用車、自家発電機の燃料確保に苦慮したことから、災害時応援協定を締結している企業等と、災害が発生した際の対応について予め協議しておく必要があります。

【新たな安全・安心なまちづくり】

災害備蓄計画

本市の災害備蓄品は、非常食（9,000食）や飲料水（9,000リットル）を中心に備蓄していましたが、発災後2日間で枯渇したことから、備蓄計画を見直し、適切な数量を確保する必要があります。

これまで備蓄場所を石越総合支所及び消防本部の2ヶ所としていましたが、今回の震災では、道路の通行止めなどにより、備蓄場所から輸送に支障をきたしたことも考慮し、備蓄のあり方についても検討する必要があります。

支援物資の受入体制

今回の震災では、発災直後から食糧や飲料水、生活必需品が不足し、国や県に要請した物資のほか、全国各地からも多数の支援をいただいたところですが、特に発災当初において膨大な量の物資が一度に寄せられたことで、荷さばきに苦慮したことから、予め物資の一時的な保管場所を選定しておくなど、受け入れ体制を構築する必要があります。

水防倉庫

市内17棟ある水防倉庫のうち、迫町大綱、土手ノ内の2棟が被害を受けました。大綱水防倉庫は基礎や柱が破損し建物が傾いており、土手ノ内水防倉庫は床の一部が破損しました。これら被災建物の復旧は、水防倉庫の統廃合も視野に入れ検討する必要があります。

復興の方針

消防施設

登米市の防災拠点となる消防防災センター並びに地域の防災拠点となる消防出張所は、常に市民の安全・安心を守る上で、施設設備が万全に機能していることが求められるため、早急に復旧を実施します。

地域の防災力である消防団活動に支障がないように詰所、消防ポンプ置場及び防火水槽の修繕を速やかに行います。

地域防災計画

地域防災計画の見直しについては、国及び県の見直し方針と整合を図りながら、本市の災害対応の検証結果を踏まえ、適切に見直しを行います。

地域防災計画の原子力災害編の創設については、国及び県の対応方針と整合を図るとともに助言を受けながら、策定について検討します。

指定避難所のうち指定管理者制度を導入している施設について、災害発生時、指定管理者による避難所の開設と運営が、迅速、スムーズに行えるよう対応マニュアルを作成するなど、今後の災害発生に備えます。

災害情報の提供と情報連絡

被害を受けた屋外子局38局については、機能回復を図るため早急に復旧を図ります。また、その他の設備についても速やかに保守点検を行い、不具合があれば修繕を行います。

防災無線の放送が困難となった場合の情報発信の手段としては、広報車による広報や登米市メール配信サービス等がありますが、それらに加え、今回の震災で有効性が確認されたコミュニティFMの協力による情報提供を、情報発信の代替手段として位置づけます。

本部、支部及び部局間の情報連絡手段には、平成23年6月1日から使用開始したデジタル移動系防災無線を活用し配備通信体制を整えます。

災害時応援協定

今回の震災のように通信網が寸断された場合を想定し、災害の規模に応じた一定の基準を設け、全体的な調整のため市の災害対策本部等に連絡員を派遣できる体制を構築します。

災害が発生した際の要請窓口や物資の供給手段、優先確保等について、予め認識を共有するための定期的に調整会議を開催します。

災害備蓄計画

今回の震災の対応状況と、現在、県が策定を行っている宮城県第4次地震被害想定調査を基に、備蓄計画の見直しを行います。

備蓄場所については、市内数ヶ所を備蓄の拠点に位置付け、有事の際には効率的に迅速な対応ができるよう分散して備蓄します。

支援物資の受入体制

総合支所の車庫等を一時的な保管場所とするとともに、物資の区分に応じた適切な保管管理を行うため、荷受窓口の一本化など受入れ体制を構築します。

水防倉庫

大網水防倉庫については、被害が大きいため解体することとし、土手ノ内水防倉庫については、建物の基本構造に影響がないことから復旧を行います。水防倉庫の統廃合については、計画されている河川防災ステーションの整備方針と効率的な水防備品管理のあり方を踏まえ検討します。

【新たな安全・安心なまちづくり】

「防災体制の強化」主要事業

消防施設

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
継続	消防出張所整備事業	消防署西出張所、東出張所、南出張所、津山出張所の建設整備及び旧出張所の解体	市	→				

地域防災計画

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	地域防災計画原子力災害編の策定	原子力災害への対応方針の明確化	市	→				
新規	指定管理者制度導入施設用災害時対応マニュアルの作成	指定避難所となる施設の指定管理者が、避難所開設と運営を行うためのマニュアルを作成	市	→				

災害情報の提供と情報連絡

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	固定系防災行政無線屋外子局施設修繕事業	防災行政無線屋外子局のバッテリー交換を計画的に実施	市	→				
継続	コミュニティFMの活用	大規模災害発生に伴う停電時においても情報発信が可能なラジオ放送を通じて、市民に防災情報等を提供	市	→				
継続	デジタル移動系防災無線の活用	デジタル移動系無線の積極的な活用	市	→				

災害時応援協定

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
継続	災害時応援協定締結企業との連携	災害時応援協定締結企業の応援要請等を含めたマニュアルの作成及び連携会議の開催	市	→				

【新たな安全・安心なまちづくり】

災害備蓄計画

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
継続	備蓄品の分散化	災害時に必要な物資を、市内9総合支所に分散し備蓄	市	→				
継続	災害用備蓄品整備事業	災害時に必要な物資を早急に備蓄	市	→				

水防倉庫

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	被災倉庫の解体、統廃合	全損した水防倉庫1棟を解体するとともに、今後の統廃合について検討	市	→				

【新たな安全・安心なまちづくり】

2. 安全・安心なまちづくり

復興に向けての課題

自主防災組織

今回の震災では、市の指定避難所のほか、自主防災組織が婦人防火クラブや地区民生委員の協力を得て、地区集会所などに避難所を開設して炊き出しなど自主的な活動がなされました。

こうした自主防災組織の活動は、地域が団結することにより、発災当初の市民の不安を解消し、また、市の避難所運営の負担軽減にもつながりましたが、今回の震災対応は、必ずしも準備が充足しているとはいえない中での活動であったと考えられます。

これまで市としては、自主防災組織や婦人防火クラブにおけるリーダーの養成や、防災知識の向上を図るための講習・訓練を行い、組織の育成に取り組んで参りましたが、より一層の自助・共助を推進し、安全で安心なまちづくりを確立するためには、婦人防火クラブ・民生委員と緊密な連携を図りながら自主防災組織育成に取り組む必要があります。

災害ボランティア

今回の震災では、発災直後から市民ボランティアの方々が、地域の避難所で自主防災組織と連携し避難者の支援にあたりました。また、市社会福祉協議会の各支所に災害ボランティアセンターを立上げ、ボランティアの確保に努め、被災者の支援活動を行ってまいりました。

しかし、震災当初においては、ボランティア自身が被災したこと等により十分な人数のボランティアを確保することができなかったことから、被災者ニーズに応えられるようなボランティア活動ができるよう、必要な訓練や人材育成、一般ボランティアの受け入れ体制等の準備を行う必要があります。

復興の方針

自主防災組織

自主防災組織のリーダーの養成や防災知識向上を図るための講習・訓練は、引き続き実施することを基本としますが、災害時の自主防災組織の基本的な活動や役割について目安となるマニュアル等の作成や、自主防災組織全体の地域防災力向上を図るための補助制度を創設し、活動に必要な資機材の持ち寄りや非常用品の備蓄の推進について検討します。

自主防災組織とともに婦人防火クラブも、地域防災にとって最も重要な組織の一つであると位置づけ、初動対応時には関連組織と互いに密接な連携を図り、災害対応力を一層高めていきます。

災害ボランティア

今後とも、町域ごとに災害ボランティアセンターの設置訓練や災害ボランティアスタッフ研修などを実施しながら、災害ボランティアコーディネーター等の人材育成に取り組んでいくほか、一般ボランティアの受け入れ体制づくりについて、市社会福祉協議会、NPO法人等と協働するとともに必要な調整、支援に取り組んでいきます。

【新たな安全・安心なまちづくり】

「安全・安心なまちづくり」主要事業

自主防災組織

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
継続	自主防災組織育成事業	自主防災訓練指導者の育成・防災用資機材の整備等で、自主防災組織が地域の特性を踏まえた防災活動の支援	市					

災害ボランティア

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
継続	地域福祉ネットワーク事業	災害時における被災者への支援体制の整備	市					

3. その他の施設の復旧

復興に向けての課題

庁舎

迫庁舎では、耐震改修を行っていたため建物躯体に甚大な被害はなかったものの、建物外壁及び内壁のクラックや高架水槽等の機械設備の補修が必要な状態となっています。また、電算室の外壁クラックや書庫書棚の破損等、今後の情報管理に影響を及ぼす恐れのある破損箇所があり、これらの復旧が必要となっています。

また、中田庁舎、南方庁舎及び各総合支所庁舎においては、電源設備の漏電や内壁が破損するなどの被害が発生しています。

貸付している普通財産

旧新田第二小学校体育館（社会福祉法人ふれあいの里への無償貸付財産）では、照明器具が落下する被害が発生しており、地域団体による夜間等の利用を考慮し、登米市による照明灯の復旧を検討する必要があります。

東和錦織城内集会所（東和土地改良区への無償貸付財産）では、内壁・外壁ボードの落下、建物ブレースの破損、玄関舗装の破損等の被害が発生しています。

旧小倉分校（アサヒ株式会社への有償貸付財産）では、木造建物の屋根が一部破損する被害が発生しています。賃貸借物件であり、貸主である登米市において復旧する必要があります。

米山老人ホーム敷地（社会福祉法人槃特会への無償貸付財産）では、敷地の一部地盤沈下やL型擁壁に隙間が生じる等の被害が発生しています。

旧米川中学校敷地（社会福祉法人恵泉会への無償貸付財産）では、中学校跡地の門柱が倒れ破損する被害が発生しています。

旧津山老人憩いの家では、屋根が全壊する被害が発生しており、また津山横山6・7区集会所では、屋根瓦が落下する被害が発生しています。

中田町長崎集落センターでは、敷地に地割れが発生し一部は地盤沈下したために、基礎が破壊され建屋が傾く被害が発生しています。

その他貸付している普通財産の災害復旧については、施設の被害状況に応じて、復旧または解体撤去等の方向性を検討する必要があります。

今後、普通財産については、施設使用者への譲渡、譲与を推進する必要があります。その場合には、自治会名義で不動産登記が行えるよう地縁団体の設立について、支援する必要があります。

復興の方針

庁舎

本庁機能を有する迫、中田及び南方庁舎については、行政庁舎機能を維持するため、復旧を図るとともに、中田庁舎については、庁舎機能を強化するため、自家発電装置の増設を行います。

又、災害対策支部として町域の支援機能を有している各総合支所については、行政庁舎機能を維持するため、復旧を図ります。

貸付している普通財産

貸付している普通財産に関する方針については、次のとおりです。

(1) 地震等により危険な状態にある財産の復旧

安全性確保の観点から、予備費等により、迅速に、必要最小限の復旧を図ります。

(2) 復旧に係る協議等

貸付を継続する場合においては、貸主、借主どちらが復旧に要する経費を負担するのか、について協議します。

においては、払下げ及び無償譲渡についても併せて協議し、協議が整わない場合には、契約条項（地震等の災害に係る復旧経費については借受者の負担とする、旨の規定。）の追加について協議します。

貸付建物の被害が大きいものについては、貸付契約を合意解約し、解体撤去することについて協議するとともに、代替施設がある場合には、当該施設の貸付けについても協議します。

《協議における留意事項》

貸付を継続する場合において、貸主、借主どちらが復旧に要する経費を負担することになるかは貸借契約の規定によりますが、地震等の災害による被害について明文の規定がない場合には、契約書の「協議」の条項により協議し決定することになります。

協議における留意事項は次のとおりです。

貸付財産の利用の性格（行政区民等の利用、介護福祉での利用、収益活動等）

貸付財産の瑕疵等の有無

貸付の経緯

賃貸借物件については、民法上、賃貸人が修繕する義務を負っている。

【新たな安全・安心なまちづくり】

「その他の施設の復旧」主要事業

庁舎

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	庁舎等災害復旧事業	迫庁舎ほか2庁舎及び石越総合支所ほか4支所の復旧	市	⇒				

貸付している普通財産

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	その他公共施設災害復旧事業	旧津山堂前老人憩の家ほか施設の復旧 貸付財産の解体・譲与・譲渡の推進、地縁団体の設立支援	市	⇒				

【近隣市町等との連携】

1. 近隣市町等との連携

復興に向けての課題

近隣市町への支援

津波により甚大な被害を受けた近隣市町の復旧・復興を支援するため、長期的かつ継続的な職員派遣や業務支援を行う必要があります。

水道事業の連携

大規模災害において、水道の応急復旧と応急給水を行うには、一つの事業体だけでは困難な状況にあります。

医療提供体制の連携

避難所及び応急仮設住宅の設置状況に対応し、被災者に対する確実な医療の実施に努める必要があります。併せて、医療提供体制と医療水準を確保するため、広域的な医療連携体制の構築を図り、医療機関同士の連携のあり方など市町を越えた医療提供体制を検討する必要があります。

復興の方針

近隣市町への支援

(1) 職員の派遣

被災自治体の行政機能回復に向けて必要とされる業務について、関係機関等と連携を図りながら、長期的かつ継続的な職員派遣を行い、復興を積極的に支援します。

(2) 業務支援

被災自治体において、介護認定審査会が開催できないことから、9月まで本市と大崎市、栗原市が連携し介護認定審査業務を行ってきました。また、当面、被災地から本市に避難している高齢者の介護認定調査は、本市が行います。

被災自治体のし尿処理施設の復旧が進まなかったことから、石巻市と連携し、本市においては「し尿」、石巻市においては「浄化槽汚泥」を受け入れ、8月まで処理を行ってきました。今後も必要があれば支援を行います。

水道事業の連携

水道事業体（市町村等）は日本水道協会（全国、東北地方支部、宮城県支部）に加入し、これまでも情報交換、研修、業務の標準化や災害時の対応について連携を行ってきました。今回の震災においても、応急復旧や応急給水そして災害対策事務について相互に連携し、早期の復旧を図ってきました。今後も日本水道協会の事業を基礎として、近隣市町等との連携を図っていきます。

医療提供体制の連携

南三陸町の要請を受け、6月1日からよねやま診療所の病棟を活用し、「公立志津川病院」が開院しました。今後、被災地の復興状況等を見極めながら、広域的な医療提供体制の確立のあり方や連携について検討します。

【近隣市町等との連携】

「近隣市町等との連携」主要事業

近隣市町への支援

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	職員の派遣	職員 2 名を南三陸町に派遣	市	⇒				

(延長もあり得る)

医療提供体制の連携

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	医療連携体制強化推進事業	急性期病院等との医療連携協定の締結	市	⇒				
新規	医療従事者研修受入事業	被災した病院等の医療従事者の研修受入実施	市	⇒				

【近隣市町等との連携】

2. 近隣市町の被災者支援

復興に向けての課題

避難者への支援

避難所や仮設住宅などの生活環境の変化とともに、なれない生活からストレスや閉じこもり、孤独死などが心配されております。また、被災者の総合的・継続的なケアが必要となっています。

民間アパートや親類・知人に身を寄せている被災者の把握ができず、必要な情報や支援を届けることが困難となっています。

長期仮設住宅入居者の健康づくり支援について、住民票を異動した方とされない方とでは、本市でのサービスに違いが出てきます。また、仮設住宅団地には、自治組織が必要とされています。

仮設住宅から出されるごみや資源ごみの定期収集など、当該地区の生活環境保全上支障がないようにする必要があります。

農家への支援

沿岸部の市町では津波により園芸農家が所有する施設が壊滅的な被害を受け、施設がなく生産活動ができない農家がでています。

下水道事業受益者負担金の減免

下水道事業の被災者支援については、受益者負担金の減免制度を設けていますが、近隣市町村の被災者（大規模半壊以上）に対しても、負担金の減免を適用しています。

しかし、災害から4ヶ月が経過しているものの、この支援制度の利用者はまだ数件程度の状況です。

学校教育等への支援

南三陸町の戸倉小学校、戸倉中学校が津波により壊滅状態となり、登米市の旧善王寺小学校を仮校舎として戸倉小・中学校が教育活動をスタートしました。児童・生徒の学習を保障するために登米市として学習環境の整備、地域との交流、心のケアなどを南三陸町教育委員会と連携をとりながらどのように進めていくかが課題となっています。

また、登米市内の幼稚園、小学校、中学校に被災地から220名を超える幼児・児童・生徒が転入しています。中には、家族が被害を受けたり、家屋を失ったりしている児童が多くいます。それらの子どもたちへの支援をどのように行うか、心のケアをどのように行うか等が課題となっています。

【近隣市町等との連携】

復興の方針

避難者への支援

被災者の孤立や孤独死を防ぐため、早急なコミュニティづくりとコミュニティを基盤とした地域の見守り体制が必要です。被災自治体の意向を踏まえながら入居者、被災者を積極的に支援していきます。また、市立病院・診療所や公立志津川病院との密接な医療連携を通じ、医療提供体制を整えます。

本市に避難し把握が困難な避難者の確認を、被災自治体と連携し早急に行います。

本市に避難された方については、原則登米市民と同じサービスを提供していきます。長期避難者から本市での健康検診を希望された場合は、被災自治体及び検診団体と調整し、受診の機会を提供していきます。また、仮設住宅団地には、被災自治体において行政連絡員等を置き自治会を組織しますが、本市においても自治会活動を支援します。

仮設住宅にはごみ集積所やリサイクルステーションを設置し、本市が委託する事業者による定期収集を行います。

農家への支援

市内の施設園芸農家と沿岸部で被害を受けた施設園芸農家の技術交流を深め、また創設した農業サポート人材バンクを活用して被災農家を広く受け入れ、働く場の確保を支援します。

下水道事業受益者負担金の減免

現在は、受益者負担金の減免適用期限を平成 24 年 3 月 31 日としていますが、利用状況を踏まえ、期限の延長も検討していきます。

学校教育等への支援

戸倉小・中学校の学習環境の整備については、支援物資の供給や良好な学習環境の提供を行います。また、地域住民や市内の小・中学校との交流を積極的に進め、心を癒すような活動を進めます。

さらに、安全・安心のために空間放射線量の測定を戸倉小・中学校(旧善王寺小学校)でも行います。被災地からの転入生についても、支援物資を供給するとともに、カウンセラーや心の教室相談員を通して、心のケアを図って行きます。

学校教育等への支援

事業区分	事業名	事業概要	事業主体	事業期間				
				23	24	25	26	27
新規	旧善王寺小学校検査(簡易給水施設検査、飲料水水質検査、貯水槽清掃業務)	旧善王寺小学校を被災した南三陸町戸倉小・中学校へ貸与するための必要な検査の実施	市	⇒				

資料編

東日本大震災被害状況

(H23.11.30 現在)

発生日時	平成23年3月11日(金) 14時46分	
震度等	震央地名	三陸沖
	震源の深さ	約2.4km
	規模	マグニチュード9.0
	最大震度	震度7(栗原市)
	震度6強	米山町・南方町
震度6弱	迫町・登米町・東和町・中田町・豊里町	
震度5強	石越町・津山町	
被害状況	死者	22名
	うち津波により市外で死亡された市民 18名	
	うち災害関連で死亡された市民 4名	
	行方不明者	4名
	重傷者	11名
	軽傷者	40名
	住家	全壊
大規模半壊		373棟
半壊		1,107棟
一部損壊		3,229棟
公共施設の被害状況	全壊	13件
	半壊	11件
	一部損壊	397件
	道路橋梁	401件
	下水道施設	670件
	上水道施設	572件
	農業用排水路等	62件
	公園	21件
	その他	91件
	合計	2,238件
公共施設の概算被害額 (部局ごと)	総務部(被災施設数51)	25,692千円
	企画部(8)	27,856千円
	市民生活部(60)	88,603千円
	産業経済部(137)	515,904千円
	建設部(1,216)	4,349,874千円
	水道事業所(581)	2,205,020千円
	消防本部(31)	11,953千円
	教育委員会(129)	2,669,558千円
	医療局(14)	884,731千円
	総合支所(11)	81,997千円
	合計(2,238)	10,861,188千円

復興に関する市民アンケート

復興に関する市民アンケートを実施し、市民の意向を確認しました。アンケートの内容及び結果は下記のとおりです。

- 【調査対象】 18歳以上の登米市民 5,000人
- 【調査期間】 平成23年8月1日から8月17日まで
- 【回答総数】 3,620人（回収率72.4%）
- 【アンケート内容】

東日本大震災からの復興に向け登米市が取り組むべき項目のうち、特に重要と思われる項目について、重要度の高い順に5つお選びください

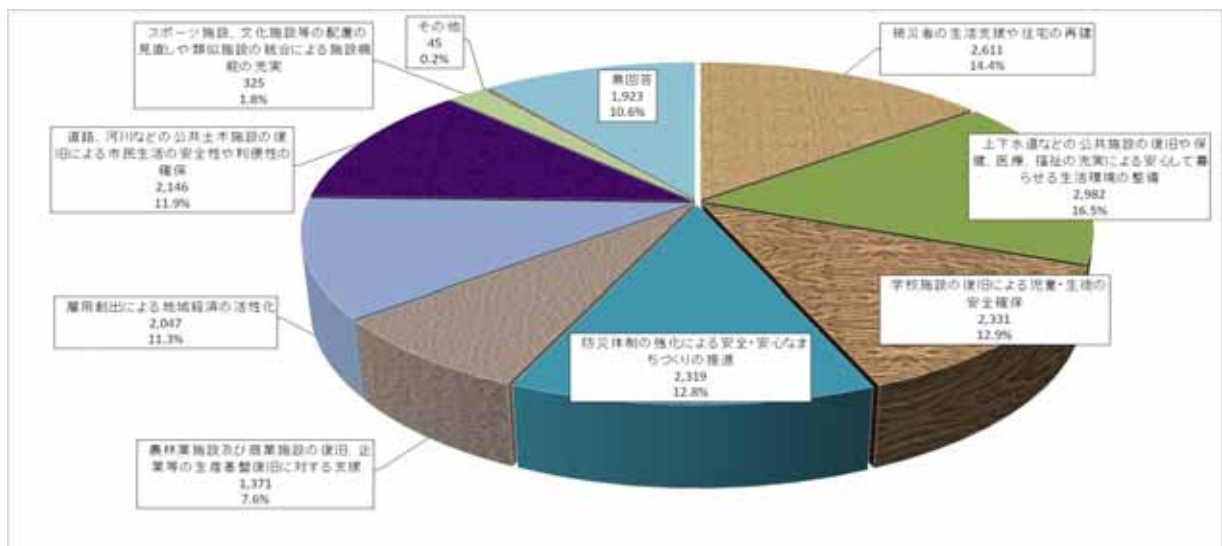
- 被災者の生活支援や住宅の再建
- 上下水道の復旧や保健、医療、福祉の充実による安心して暮らせる生活環境の整備
- 学校施設の復旧による児童・生徒の安全確保
- 防災体制の強化による安全・安心なまちづくりの推進
- 農林業施設及び商業施設の復旧、企業等の生産基盤復旧に対する支援
- 雇用創出による地域経済の活性化
- 道路、河川などの公共土木施設の復旧による市民生活の安全性や利便性の確保
- スポーツ施設、文化施設等の配置の見直しや類似施設の統合による施設機能の充実
- その他（ ）

【アンケート結果】

それぞれの設問に対する総回答数で、最も回答が多かったのは、「上下水道などの公共施設の復旧や保健、医療、福祉の充実による安心して暮らせる生活環境の整備」で、総回答数の16.5%に当たる2,982票となりました。

以下、回答の多かった順に「被災者の生活支援や住宅の再建」は2,611票（14.4%）で、「学校施設の復旧による児童・生徒の安全確保」は2,331票（12.9%）、「防災体制の強化による安全・安心なまちづくりの推進」は2,319票（12.8%）、「道路、河川などの公共土木施設の復旧による市民生活の安全性や利便性の確保」は、2,146票（11.9%）、「雇用創出による地域経済の活性化」では、2,047票（11.3%）となりました。

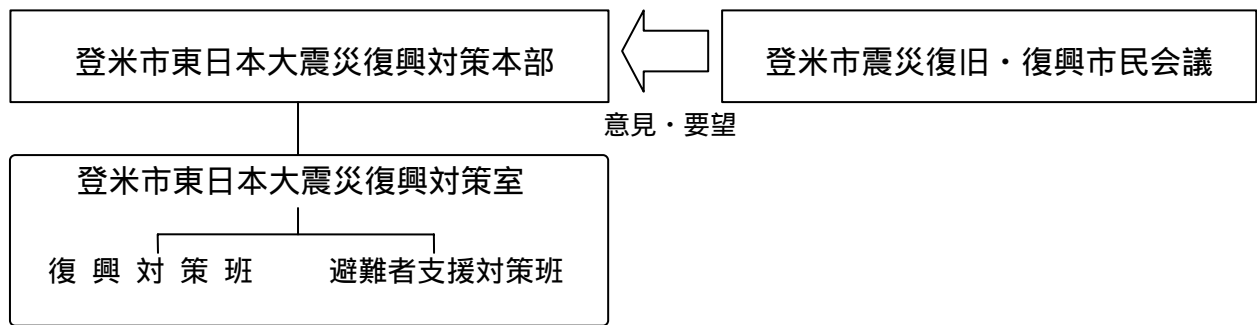
以上の回答結果からは、日常の生活や安全確保の復興に関する設問への回答が多くなっていることが分かります。本市においては、安心して暮らせる生活環境の整備を基本として、生活の基盤となる地域経済の活性化の取り組みによって、東日本大震災からの復興を進めていくことが必要だと推察されます。



登米市震災復興計画策定経過

開催日等	会議名等	検討内容等
H23.5.27	第1回登米市東日本大震災復興対策本部会議	・復興の基本方針（骨子）について
H23.6.13	第2回登米市東日本大震災復興対策本部会議	・復興の課題と方針について
H23.7	復興に関する市民アンケート	・「登米市まちづくり市民意向調査」と同時に実施（市民5,000名）
H23.7.5	第3回登米市東日本大震災復興対策本部会議	・震災復興計画素案について
H23.7.21	第4回登米市東日本大震災復興対策本部会議	・震災復興計画素案について ・第1回登米市震災復旧・復興市民会議の開催について
H23.7.31	第1回登米市震災復旧・復興市民会議	・震災被害状況及び登米市の取り組み状況について ・震災復興計画素案について
H23.8.22	第5回登米市東日本大震災復興対策本部会議	・震災復興計画案について ・第2回登米市震災復旧・復興市民会議の開催について
H23.8.28	第2回登米市震災復旧・復興市民会議	・震災復興計画案について
H23.9.14	第6回登米市東日本大震災復興対策本部会議	・震災復興計画案について
H23.9.22	登米市議会全員協議会	・震災復興計画案の説明
H23.11.14 (参考：議会)	第6回東日本大震災調査特別委員会	・震災復興計画案について
H23.11.18	第7回登米市東日本大震災復興対策本部会議	・震災復興計画案について
H23.12.5 ～12.12	復興市民会議委員からの意見聴取	・震災復興計画案について
H23.12.14	第8回登米市東日本大震災復興対策本部会議	・震災復興計画案について

計画策定の体制



登米市震災復旧・復興市民会議委員名簿

(順不同、敬称略)

	氏 名	備 考
1	堀 田 菜菜江	登米市総合計画審議会元委員
2	福 泉 博	登米市総合計画審議会元委員
3	遊 佐 正 克	登米市都市計画審議会会長
4	菅 原 幸 盛	みやぎ北上商工会会長
5	伊 藤 進 二	登米社会福祉協議会会長
6	尾 形 晃	とめ青年会議所理事長
7	鈴 木 敬 一	登米市文化協会理事長
8	佐々木 猛	登米市体育協会会長
9	大 澤 大 志	登米市民生委員協議会会長
10	飯 塚 えい子	迫地域づくり委員会委員
11	阿 部 さち子	登米地域づくり委員会委員
12	千 葉 久 男	東和地域づくり委員会委員
13	猪 又 美智子	中田地域づくり委員会委員
14	後 藤 昇	豊里地域づくり委員会委員
15	渡 邊 信 一	米山地域づくり委員会委員
16	千 葉 辰 雄	石越地域づくり委員会委員
17	石 川 志穂子	南方地域づくり委員会副委員長
18	佐々木 多喜子	津山地域づくり委員会委員